

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱</p>	<p>広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱</p>
<p>第1条 (略)</p> <p>(研修の課程及び内容等)</p> <p>第2条 知事が認定する研修の課程は次のとおりとし、第4条の規定による認定を受けた研修の課程を修了した者は、告示第1条第20号に定める研修の課程を修了したものとする。</p> <p><u>(1) 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程</u> 旧指定居宅介護等従業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する課程。</p> <p><u>(2) 知的障害者外出介護従業者養成研修課程</u> 旧指定居宅介護等従業者基準第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する課程。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(認定申請の手続き)</p> <p>第3条 前条第1項各号に掲げる研修の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、<u>開講日の180日前から</u>60日前までに知事に申請しなければならない。<u>また、認定の申請は研修課程ごと(ただし、複数の研修課程を一体的に実施する場合を除く。)とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第4条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成18年11月7日から施行し、平成18年10月1日から適用する。 (広島県障害者外出介護員(ガイドヘルパー)養成研修事業実施要綱(平成18年7月31日施行)の廃止)</p> <p>2 「広島県障害者外出介護員(ガイドヘルパー)養成研修事業実施要綱(平成18年7月31日施行)」は、廃止する。</p> <p>附 則</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(研修の課程及び内容等)</p> <p>第2条 知事が認定する研修の課程は次のとおりとし、第4条の規定による認定を受けた研修の課程を修了した者は、告示第1条第20号に定める研修の課程を修了したものとする。</p> <p><u>(1) 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程</u> 告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。)第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する課程。</p> <p><u>(2) 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程</u> 旧指定居宅介護等従業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する課程。</p> <p><u>(3) 知的障害者外出介護従業者養成研修課程</u> 旧指定居宅介護等従業者基準第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する課程。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(認定申請の手続き)</p> <p>第3条 前条第1項各号に掲げる研修の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、開講日の60日前までに知事に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第4条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成18年11月7日から施行し、平成18年10月1日から適用する。 (広島県障害者外出介護員(ガイドヘルパー)養成研修事業実施要綱(平成18年7月31日施行)の廃止)</p> <p>2 「広島県障害者外出介護員(ガイドヘルパー)養成研修事業実施要綱(平成18年7月31日施行)」は、廃止する。</p> <p>附 則</p>

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続は、この要綱による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続は、この要綱による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 12 月 16 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続は、この要綱による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続とみなす。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続は、この要綱による改正後の広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱の様式による申請その他の手続とみなす。